

## 京都府緊急事態措置協力金 支給要件の一部変更について（情報提供）

緊急事態宣言の再発令に伴う京都府の緊急事態措置について、休業要請に応じた飲食店等への協力金として「京都府緊急事態措置協力金」が設けられているところです。

当協力金の支給要件の一部変更について、京都府から周知依頼がありましたのでお知らせします。

### 1 一部変更の内容（※概要）

営業時間短縮の要請期間中に廃業又は閉店した場合は、要請日時点において営業実態があり、要請期間中に時短に協力した日数分（定休日等の店休日を除く）が支給対象となる。

詳細は、別紙又は下記の京都府 WEB サイトをご覧ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin3.html>



### 2 問い合わせ先

《協力金に関すること》

協力金コールセンター

TEL：075-365-7780 9時30分から17時30分（日曜、祝日を除く）

《緊急事態措置に関すること》

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター

TEL：075-414-5907 9時から17時（土・日曜、祝日を除く）



ご登録ください！会員向け公式 LINE

各種情報の中から、観光事業者向けの情報を選び、タイムリーにお届けします。

2月8日現在の登録者数は124名です。

ぜひご登録ください。



発行：京丹後市観光公社

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社  
海の京都 DMO 京丹後地域本部

〒629-3101 京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後 1F

TEL：0772-72-6070 FAX：0772-72-0822

Mail：info@kyotango.gr.jp